



人と自然が織りなす
しあわせ交流都市
とうみ

第2次東御市総合計画・後期基本計画

人と自然が織りなす
しあわせ交流都市 とうみ

はじめに



本市では、平成16年（2004年）の合併以来、新たなまちづくりの指針となる総合計画を策定し目指すべき将来都市像に向けて、各種施策に取り組んで参りました。

現在、わが国を取り巻く状況は、地球規模での環境問題をはじめ、エネルギー問題・少子高齢化社会の進行といった社会状況や人口減少などにより、地域活力が低下する一方、情報化や国際化の進展、IoTやAI（人工知能）を積極的に用いた取り組みにより、仕事や生活におけるスタイルも多様化するなど、あらゆる面において大きな変動期を迎え、今後急激に変化していくことが予想されます。

本市におきましても、平成27年度（2015年度）に策定した東御市人口ビジョンを上回る勢いで的人口減少や高齢化の進行、多様化・複雑化する市民ニーズへの適切な対応など、まちづくりや財政運営、さらには経済活動や市民の暮らしなどの面で多くの課題に直面しています。

しかしながら、私たちには、このような厳しい現状を乗り越え、将来都市像として掲げる「自然と人が織りなすしあわせ交流都市 とうみ」を築き上げ、未来を担う子供たちにしっかりと引き継いでいくことが求められています。

こうした状況の中、第2次東御市総合計画前期基本計画の期間が終了するにあたり、直面している課題に真摯に取り組む、将来を見据え、切れ目なく、目標達成に向けた施策を進めるため、市民との協働により「第2次東御市総合計画後期基本計画」を策定しました。

後期基本計画では、基本構想にあたる6つの基本目標と21の政策を前期基本計画から継承し、64の施策については見直しを行い、53に整理しました。また、指標に「成果指標」と「進捗管理指標」を設定し、指標の持つ意義を明確化しました。さらに世界共通の目標であるSDGsの達成を意識した取り組みを通じて、地域課題の解決及び地域の活性化を促進していくこととしております。

本計画の着実な推進に向けて、我が東御市のあるべき姿を市民の皆さんと共有し、共に考え、そしてともに行動し、すべての人が生き生きと輝く、夢と希望が持続するまちづくりを進めてまいります。

最後に、この計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言を賜りました総合計画推進市民会議、まちづくり審議会の委員の皆様、また東御市まちづくりアンケート、パブリックコメントなどで貴重なご意見を賜りました多くの市民の皆様に心から感謝申し上げます。

平成31年（2019年）3月

東御市長

花岡利夫

目次

第1章	総合計画の概要	3
	1. 計画策定の趣旨	4
	2. 計画の構成と期間	4
	3. 基本構想	6
第2章	後期基本計画策定の背景	11
	1. 東御市の概況	12
	2. 土地利用	13
	3. 人口の推移と見通し	15
	4. 人口ビジョンにおける人口の将来展望	17
	5. 財務の状況	18
	6. 市民意識調査結果	19
	7. 前期基本計画の評価一覧	22
	8. 後期基本計画策定にあたり踏まえるべき社会環境の変化と本市の課題	24
第3章	後期基本計画の策定方針	27
	1. 基本構想との関連	28
	2. 後期基本計画策定のポイント	28
	3. 計画書期間	29
	4. 計画書の構成	30
	5. 政策施策体系図	32
第4章	後期基本計画	35
	基本目標Ⅰ 豊かな自然と人が共生するまち	36
	基本目標Ⅱ 安全、安心の社会基盤が支える暮らしやすいまち	42
	基本目標Ⅲ 子供も大人も輝き、人と文化を育むまち	54
	基本目標Ⅳ 共に支えあいみんなが元気に暮らせるまち	69
	基本目標Ⅴ 地域の魅力を活かし、活力とにぎわいを生むまち	80
	基本目標Ⅵ 市民と共に歩む参画と協働のまち	92
第5章	自治体行政に期待されるSDGsの取り組みについて	103
	1. SDGsの17の目標と自治体行政の関係	104
	2. 総合計画・後期基本計画の施策とSDGsの17の目標の関係	106
資料編		111
	1. 東御市総合計画・後期基本計画策定の体制	112
	2. 東御市総合計画・後期基本計画の策定経過	113
	3. 名簿	114
	4. 東御市まちづくり審議会の答申	118

第1章

総合計画の概要

1. 計画策定の趣旨

総合計画は、長期的な展望に立って地方自治体の目指すべき将来像を描き出し、その実現に向けて総合的かつ計画的な行政の経営のための指針を示すものです。

平成16年（2004年）4月の合併により誕生した東御市は、合併協議会において定められた新市建設計画に沿って、平成16年度（2004年度）から平成25年度（2013年度）を計画期間とする「第1次東御市総合計画」を策定し、「さわやかな風と出会いの元気発信都市」を基本理念に計画的なまちづくりを進めてきました。この間、本市では、急速に進展する少子高齢社会への対応をはじめ、深刻化する地球環境問題などこれまで経験したことのない様々な課題に対応してきました。景気動向の先行きが不透明な中、今後は、今まで以上に厳しい財政状況のもとで、地域の実情に沿った行政運営を展開し、自主自立のまちづくりを進めていくことがより一層重要になってきます。

地方分権がまさに実行段階を迎える今日、自治体が自らの判断と責任によってまちづくりを進めていくためには、市民と行政がまちづくりに関する想いを共有して信頼関係を築き、ともに知恵を出し合い、ともに目標に向かって力を合わせて実現を図ろうとすることが何よりも求められています。

このような変革が求められる時代において、世界基準のSDGs（持続可能な開発目標）を意識した取り組みを推進するとともに、新たな時代にふさわしい自治体経営を目指し、持続可能な東御市づくりに向けて共に歩みを進めるため、市民と行政の共通、共有のまちづくりの指針として「第2次東御市総合計画」を策定しました。

2. 計画の構成と期間

第2次総合計画の構成は、基本構想、基本計画及び実施計画の3層で構成します。計画期間は、基本構想を10年間、基本計画は前期・後期のそれぞれ5年間とします。

（1）基本構想

本市の目指す将来の都市像を描き、その実現のために進むべき方向性、基本方針を示すものです。基本構想の計画期間は、平成26年度（2014年度）から平成35年度（2023年度）までの10年間とします。

（2）基本計画

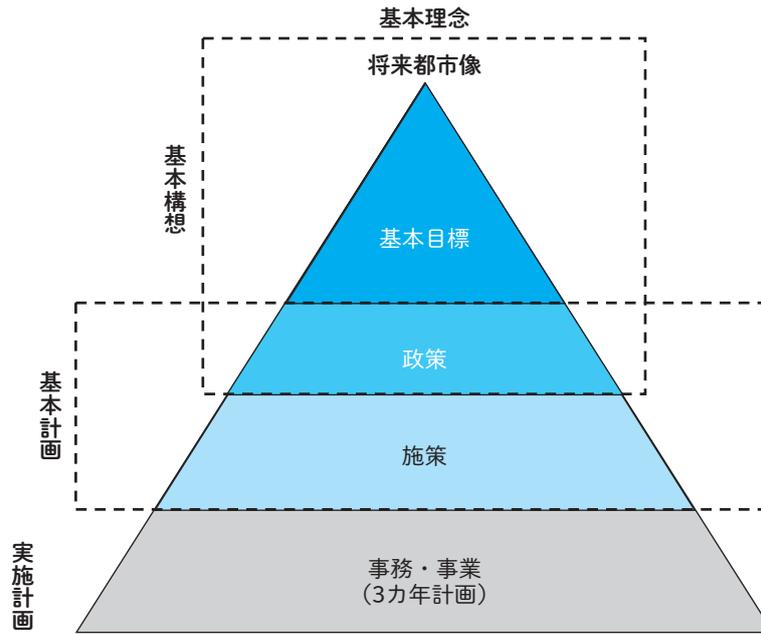
基本構想を実現するために基本的な施策を体系的に示すものです。基本計画は前期計画と後期計画とし、前期計画の計画期間は平成26年度（2014年度）を初年度とし、平成30年度（2018年度）までの5年間とします。

後期計画については、社会経済情勢の変化などを踏まえ、必要な見直しを行ったうえで、平成31年度（2019年度）から平成35年度（2023年度）までの5年間とします。

（3）実施計画

基本計画に示した施策を計画的かつ効率的に実施するため、各施策分野における主要な事業の内容及び規模の概要を示すものです。計画期間は3カ年とし、毎年ローリング（見直し）を行います。

《計画構成図》



基本理念……誰もが安心して生き生きと、未来に希望をもって暮らす「まちづくり」の根幹となる考えです。

将来都市像……みんなが共に歩いていくための将来のまちづくりの姿と意思を、内外に示すものです。

基本目標……まちづくりの目指すべき方向性、政策の柱となるものです。

政策……基本目標を実現するための方策であり、行政分野別に基本方針を示すものです。

施策……政策目的を達成するための手段を示すものです。

事務・事業……施策目的を達成するための具体的な手段を示すものです。

《計画の期間》

平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	平成32年 (2020年)	平成33年 (2021年)	平成34年 (2022年)	平成35年 (2023年)
------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------

第2次東御市総合計画 基本構想（10年間）

前期基本計画（5年間）

後期基本計画（5年間）

実施計画（2019～2021）

実施計画（2020～2022）

実施計画（2021～2023）



3. 基本構想

(1) まちづくりの基本理念

本計画に基づくまちづくりを実現するうえで、あらゆる分野において常に踏まえるべき共通の考え方を基本理念として定めます。

本市では、市民だれもが親しみ、市民の心のよりどころとなる「東御市民憲章」が平成18年（2006年）10月3日に定められました。本市のまちづくりに対する市民共通の根本的な姿勢を示す、この市民憲章を、第2次東御市総合計画の基本理念とします。

東御市民憲章

東御市は、烏帽子、蓼科をはじめとした雄大な山並み、千曲の清流がおりなす豊かな風土と長い歴史に育まれた美しいまちです。自然の恵みをうけた郷土は、先人たちの英知とたゆまぬ努力によって築かれました。

わたしたちは、このまちに生きることに喜びと誇りをもち、未来（あした）に輝くまちをつくるため、ここに市民憲章を定めます。

- 1、自然を大切にし、環境と調和した美しいまちをつくります。
- 1、ともに支え合い、健やかで安心して暮らせるまちをつくります。
- 1、思いやりの心をもち、子どもたちがのびやかに育つまちをつくります。
- 1、芸術や伝統に親しみ、文化の薫るまちをつくります。
- 1、活力ある産業を育み、若者がつどう豊かなまちをつくります。

(2) 東御市の将来都市像

第2次東御市総合計画は、市民が安心して暮らせる、個性的で魅力ある都市をつくるため、市民と行政がまちづくりの目標を共有し、共に知恵を出し合い、共に目標に向かって実践することができる計画にしていかなければなりません。

そのため市民が共通して目指すことのできる将来都市像を掲げ、その実現に向けて、市と市民が互いに役割を明らかにして共に歩みを進めるものとします。

人と自然が織りなす しあわせ交流都市 とうみ

自然の恵み、農山村の潤いに育まれてきた個性豊かな文化と美しい郷土に愛着と誇りを持ち、心あたたまるふれあい、いきいきとした活動によって人と人を結び、誰もが笑顔で暮らし続けられる“幸せ”が実感できる都市を目指します。

(3) まちづくりの基本目標

将来都市像の実現に向けて「人と自然が織りなす しあわせ交流都市 とうみ」を実現するために、6つの将来目標を掲げ、まちづくりを進めます。

I) 豊かな自然と人が共生するまち

【政策①】 I—1 自然と調和した住みよいまちを目指す

【政策②】 I—2 地球環境への負荷の少ないまちを目指す

誰もが住みよいと感じるまちの基本は、快適に暮らすことができる環境です。とりわけ豊かな自然は、人々にやすらぎをもたらし、生活に潤いをもたらしてくれます。

本市の恵み豊かな自然環境を市民共有の財産として次代に継承していくために、市民一人ひとりが自然を愛し、親しみ、守り、育てることに努めるとともに、市民が潤いと豊かさを実感し、ゆとりある生活を送れるよう、農村環境や水辺環境の保全や整備を市民と行政が協力して取り組み、水と緑に包まれた魅力ある生活景観の形成による環境と調和したまちづくりを進めます。

さらに、市民と行政が互いに協力し合って、地球温暖化の防止やごみ排出量の削減、資源物のリサイクル活動を進め、循環型・低炭素社会の実現を目指します。

II) 安全、安心の社会基盤が支える暮らしやすいまち

【政策①】 II—1 快適で暮らしやすいまちを目指す

【政策②】 II—2 暮らしの安心を支える上下水道をつくる

【政策③】 II—3 暮らしの安全がひろがるまちを目指す

市民の快適な生活を支える基本となるものは、安心できる都市基盤の整備と安全・安心のまちづくりです。

身近な生活道路や幹線道路網の整備、公共交通の充実、上下水道などの社会基盤施設の整備に努め、住環境の質の向上による快適で住みよいまちづくりを進めます。

また、行政が行う防災・減災対策に加え、市民が主体となった防災活動を推進し、家庭、地域、行政が互いに協力しながら災害に強いまちづくりを進めます。

さらに、地域消防体制の充実や地域防犯活動や交通安全対策を推進するほか、消費生活の相談体制を充実させることで市民の生命や財産を守り、市民が安全に安心して暮らすことのできるまちづくりを進めます。

Ⅲ) 子供も大人も輝き、人と文化を育むまち

【政策①】Ⅲ—1 安心して子供を産み育てられるまちを目指す

【政策②】Ⅲ—2 心豊かにたくましく生きる子が育つまちを目指す

【政策③】Ⅲ—3 生涯を通じた学びあいとスポーツに親しむまちを目指す

【政策④】Ⅲ—4 郷土の歴史・文化を守り育てるまちを目指す

子どもたちは、東御の宝であり、市の将来、日本の将来への希望です。また教育や生涯学習などは、心豊かな人生を送るために基本となるものです。

安心して子どもを産み育てることができる環境を整えるとともに、子どもたちが健やかに成長できるよう、子育て家庭を支援する環境づくりを進めます。学校教育においては児童生徒の能力と個性を引き出し、児童生徒自らが人生を切り開く力を備えることができるよう、質の高い教育環境を整備するほか、学校・家庭・地域が連携することにより、まち全体で次代を担う人材の育成に努めます。

また、市民がいつまでも充実感や誇りをもって暮らせるよう、生涯学習機能を強化するとともに、郷土の多彩な歴史的資源や文化財の保全・活用、郷土の伝統文化の継承などを通じた文化芸術及びスポーツの持つ、文化力あふれるまちづくりを進めます。

Ⅳ) 共に支えあい、みんなが元気に暮らせるまち

【政策①】Ⅳ—1 生涯にわたり健やかに暮らせるまちを目指す

【政策②】Ⅳ—2 安心して医療が受けられるまちを目指す

【政策③】Ⅳ—3 誰もが自分らしく暮らせるまちを目指す

【政策④】Ⅳ—4 元気で生きがいのある高齢社会を目指す

市民が安心して健やかに暮らすためには、保健・医療・福祉を包括したセーフティ・ネットの確立が大切です。

子どもから高齢者まで、市民一人ひとりの健康に対する意識を向上させるため、市民主体の健康増進活動を促進するとともに、すべての市民が生涯にわたっていきいきと健康に暮らすことができるよう健康づくりを推進します。

また、安心して医療が受けられること、高齢者や障がい者（児）が生きがいを持って元気に暮らせることなど、子どもから高齢者まで誰もが健康で安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉の充実に取り組みます。

さらに、市民一人ひとりの絆による心のかよいあうふれあい、助けあいを基本とした地域での助けあいのしくみを創り、みんなで支え合う福祉のまちづくりを進めます。

V) 地域の魅力を活かし、活力とにぎわいを生むまち

【政策①】 V—1 地域特性を活かす農業の振興を目指す

【政策②】 V—2 元気で活力ある産業が育つまちを目指す

【政策③】 V—3 定住人口を増加させ、賑わいのあるまちを目指す

【政策④】 V—4 交流をひろげる魅力ある観光地を創る

産業振興は、市民の豊かな暮らしを支え、自立したまちづくりの実現を財政面から支える基盤であるとともに、まちの活気や賑わいを生み出す原動力となります。

本市の優れた立地条件と地域特性を活かし、農業では農産物の高付加価値化の推進、優良農地の保全、農業基盤の整備を図り、営農意欲の高い農家を中核として農業の維持発展を図ります。

また、商工業では雇用吸収力の高い企業の誘致や新たな産業機能^{注1)}の誘導を図り雇用の場の確保につとめるとともに、既存企業の活力向上を促進し、市内勤労者の雇用安定を図ります。

さらに、優れた農産物や観光により一層の磨きをかけることによって、人を誘い「住んでみたい」「住んで良かった」と実感できる東御市を創ります。

VI) 市民と共に歩む参画^{注2)}と協働のまち

【政策①】 VI—1 市民と行政が共に考え、共に歩むまちを目指す

【政策②】 VI—2 市民の信頼に応える行財政経営を進める

【政策③】 VI—3 開かれた市政を推進する

【政策④】 VI—4 全ての人が尊重されるまちを目指す

本市が抱える課題の解決やめざすべき将来都市像を実現するには、市民のまちづくりへの参画が不可欠です。

市民と行政が地域づくりの想いを共有して信頼関係を築き、市民や地域、事業者などの団体と行政が「自助・共助・公助」の互いの役割を果たしていく協働のまちづくりを進めます。

また、市政情報を積極的に提供し、市民と行政が情報を共有する開かれた市政を推進し、まちづくりへの積極的な市民参加を促進していきます。

さらに、行政組織のスリム化や広域行政の推進、施策・事業の効率化及び財政力の強化を図るなど、自主・自立の持続可能な行財政運営を進めます。

注1) 新たな産業機能：市内の産業全体への高い波及性と大きな成長が期待される先端技術産業をいい、代表的なものとしては①健康・医療、②環境・エネルギー、③情報通信・エレクトロニクス、④ロボット、⑤ナノテクノロジーなどの分野を指します。

注2) 参画：「事業・政策などの計画に加わること」ですが、この場合、市の施策や事業等の計画、実施及び評価の各過程において、責任を持って主体的に関わっていくことを言います。単なる「参加」とは異なり、意思決定の形成に加わることにより、責任ある行動が求められるという意味を含んでいます。

